

令和 6 年度施行

設 計 書

業務名 令和 6 年度生活道路除排雪の試験施工に関わる
リーフレット等配布業務

札幌市建設局土木部雪対策室

業 務 名 令和6年度生活道路除排雪の試験施工に関わるリーフレット等配布業務		
	総 委 託 費	円
一金 内訳	委 託 費	円
	消費税等相当額	円
業 務 説 明		
1 業務概要		
令和6年度に取り組む生活道路除排雪の試験施工について、対象地域に漏れなく周知を行い、		
終了後の意見収集を行うために、作業内容等を記載したリーフレットや除排雪作業後の道路状況		
等の把握を目的としたアンケート調査票を、対象地域の全戸に配布（ポスティング）するもので		
ある。		
2 履行期間		
契約書に示す着手の日から令和7年3月26日（水）まで		
3 成果品		
完了届	1 部	
配布終了報告書	1 部	
4 その他		
別紙仕様書による。疑義や詳細については、担当職員と協議すること。		
5 担当部局		
札幌市建設局土木部雪対策室事業調整担当課 電話 211-2682		

業 務 仕 様 書

1 業務名

令和6年度生活道路除排雪の試験施工に関わるリーフレット等配布業務

2 業務期間

契約書に示す着手の日から、令和7年3月26日（水）までとする。

3 業務概要

本業務は、令和6年度に取り組む生活道路除排雪の試験施工（以下、試験施工という）について、その地域に漏れなく周知を行い、終了後の意見収集を行うために、作業内容等を記載したリーフレットや除排雪作業後の道路状況等の把握を目的としたアンケート調査票を、対象地域の全戸に配布（ポスティング）するものである。

4 業務内容

（1）業務の体制

ア 業務全体を把握する管理責任者を置き、連絡体制を明確にすること。

イ 管理責任者は、ポスティング状況など業務に係る情報を常に迅速かつ正確に把握するとともに、委託者の求めに応じて速やかに状況報告すること。

（2）配布物及び投函方法

ア 試験施工作業周知リーフレットは、A4（両面カラー）が1枚。委託者から受託者へ受け渡す際は、A4の状態を提供する。

イ 試験施工アンケート調査票は、A4（片面モノクロ）、A3（両面モノクロ）が1枚ずつ。委託者から受託者へ受け渡す際は、アンケート調査票を委託者が用意した返信用封筒（長形3号）に封入した状態で提供する。ただし、封せんは行っていないため、配布時にアンケート調査票が脱落することのないよう十分に留意すること。

ウ 配布物が地域により異なるため、配布時に混同しないよう、十分に留意して管理するとともに、管理責任者などの立ち会いのもとで配布従事者への仕分け等を行うこと。

（3）配布地域・想定配布数

ア 4（2）ア、イにおいては、別添1の配布地域及び配布数を想定しているが、地域との調整状況や気象状況により、配布地域が変更となる可能性がある。配布前に担当職員の指示を仰ぐこと。また、配布数については予定数量であるため、若干増減することが見込まれることから、配布数量の管理を確実にすること。

イ 詳細な配布範囲図は業務着手後に別途提供する。管理責任者は、配布従事者に

対して配布地域について周知徹底を図ること。

ウ 委託者が提供した地図は当該業務以外の目的に使用してはならない。当該契約期間満了後も同様とする。

エ 地域ごとに除排雪に関わるリーフレット等は種類が異なることから、配布時に混同しないよう細心の注意を払うこと。配布物の混同を防ぐためにも、配布従事者に複数の異なる配布物を渡して作業を行わせないことが望ましい。

オ 配布物を持ち出す際は、配布先と配布物の中身を複数人で確認し、誤配や混同を防止すること。

(4) 配布対象・配布作業

ア 配布が可能な全ての世帯のポスティングすることとし、各世帯の玄関に設置されているポスト(ドアポスト)に投函すること。なお、マンション等の集合住宅のポストに投函する場合は、集合ポストがあることを確認し、集合ポストが設置されていない世帯があればドアポストに投函すること。札幌市内には、例えば2階以上の世帯のみ集合ポストが設置されており、1階の世帯はドアポストのみとなっている集合住宅も存在するため、全世帯に確実に配布するよう留意すること。

イ 集合住宅等に配布する際に、管理人等が駐在している場合には、あらかじめ管理人に趣旨を説明し、了承を得たうえで配布を行うこと。

ウ ポストに投函する際は、配布物全体をポスト奥まで完全に投函し切ること。投函先ポストの大きさにより委託者から提供した状態での投函が難しい場合には、その場で折り込み投函すること。

エ 冬期間における作業のため、配布物については破損や汚損することのないように取り扱うこと。破損や汚損があった場合には、配布せずに新たなリーフレットを配布すること。

オ 本業務における「全戸配布」とは、配布地域の全住宅(世帯)・事業所に100%のポスティングを行うものである。ただし、オートロックの先にポストがある場合やリーフレット等の投函は不要の旨がわかる場合、配布先から不要であるとの話を受けた場合はこの限りではない。このほか疑義が生じた場合は、担当職員に報告し指示を仰ぐこと。

(5) 配布回数・期間

ア 試験施工作業周知リーフレット、アンケート調査票はそれぞれ1回、合計2回配布する。

イ 配布想定期間は、原則、下表のとおりとする。ただし、札幌市と地域との調整の結果、配布時期が前後する可能性があるため、着手後、担当職員より指示を仰ぐこと。

No.	配布物	配布時期
1	試験施工作業周知リーフレット	R7.1 上旬
2	アンケート調査票	R7.2～3

ウ 受託者は、業務着手後、速やかに地域ごとの配布スケジュールを計画し、配布前に担当職員に報告すること。

(6) 配布漏れ及び配布中のトラブル等

ア 配布漏れの連絡を受けた場合は、受託者は速やかに該当世帯に届けるとともに、対応完了後、速やかに担当職員に報告すること。

イ 配布物や配布地域の誤りが判明した場合は、その時点で一度配布を中止し、詳細な状況を速やかに担当職員に報告すること。その後、担当職員より今後の対応について指示するので、迅速に対応すること。

ウ 戸建て住宅等において玄関フードが付いている場合、リーフレット投函後に退出する際には確実に閉めること。

エ 配布期間中、管理責任者は常に連絡が取れる体制を確保すること。

オ トラブル等が発生した場合には、その発生経緯と今後の対応、原因と再発防止策について、書面にて担当職員に報告し、指示を仰ぐこと。

(7) 配布部数の確定・報告

ア 管理責任者は、各配布従事者から配布日、配布部数、その他注意事項等について集約し、配布部数を確定させ、配布を行った翌週までに簡易報告すること。

イ 住人や管理人から配布を拒否された場合は、当該箇所を配布地図にマーキングし、担当職員に報告すること。

ウ 受託者は、地域内の配布が終了した際には、その地域ごとに配布した確定部数を取りまとめ、1回1地域ごとに担当職員に報告すること。

(8) 残部の納品

ア 除排雪作業周知リーフレットの残部は、配布漏れの対応に備え、受託者において適切に保管すること。

イ 配布終了後の残部は、完了届の提出までに担当職員に返納すること。

(9) 情報管理、秘密保持

ア 受託者は、配布世帯の情報ははじめとして、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。

イ 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。

ウ 上記のほか、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に記載する事項を遵守すること。

(10) その他

ア リーフレット及びアンケートの配布地域については、対象の地域との調整状況により変更となる可能性がある。着手後に担当職員と協議すること。

イ リーフレット及びアンケート配布数量について、本市の増減が特に著しいと委託者及び受託者双方が認める場合を除き、原則として契約金額の変更は行わない。

ウ その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者双方協議のうえ定めるものとする。

5 成果品

業務完了時に以下の書類等を提出すること。②については、配布予定数量と実際の配布数量を記載すること。4(7)ウで作成したものを一覧として取りまとめたもので構わない。

① 完了届

② 最終配布数量報告書

6 業務担当課

名 称：札幌市建設局雪対策室事業調整担当課

住 所：札幌市中央区北1条西2丁目

連絡先：011-211-2682

令和 6 年度生活道路除排雪の試験施工に関わるリーフレット等配布業務

内訳書

一金	総委託費	円
	業務価格	円
	消費税等相当額	円

	名称	規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	全戸配布 (リーフレット)	5,001～10,000部/回 配布地図作成等含む	部	5,630			単算-1
	全戸配布 (アンケート調査票)	5,001～10,000部/回 配布地図作成等含む	部	5,630			単算-1
直接人件費計							
直接原価							
業務価格							10,000円未満切捨て
消費税相当額							業務価格の10%
総委託費							

札幌市

単価算出調書

[illegible]

札幌市

1 【生活道路除排雪の試験施工】作業周知リーフレット及びアンケート調査票配布区及び
想定配布数一覧表（調整中）

区	想定配布数 (1 回 当 り)
白石区	1, 650
西区	1, 600
	1, 620
手稲区	760
1 回 当 り 配 布 数 合 計	5, 630

※実際の配布数量に大幅な差が出る場合には、担当職員に報告すること。